

原著

特別支援学校に勤務する 作業療法士有資格者の現状と課題（Ⅰ）

—雇用状況に関する質問紙調査を通じて—

中島 綾, 大瀧 誠, 梶田 博之,
中前 智通, 森川 孝子, 加藤 雅子
神戸学院大学総合リハビリテーション学部
医療リハビリテーション学科作業療法専攻

【要約】 本研究の目的は、日本の特別支援学校に常勤職員として勤務する作業療法士有資格者の雇用状況について調査することである。特別支援学校所属の作業療法士有資格者31名（男性7名、女性24名）を対象に、雇用状況について自記式質問紙調査を行った。有効回答件数は17件（男性5名、女性12名）、有効回答率は54.8%であった。調査の結果、回答者の60%以上が教諭で採用されていること、特別支援学校に勤務した経験年数や作業療法士免許を取得してからの経験年数は幅広く分布していること、47%は特別支援学校以外の病院や施設等で臨床経験があること、50%以上が肢体不自由校に所属していること等が明らかになった。また東日本地域と西日本地域とで、雇用身分や採用方法、臨床経験にそれぞれ特徴がみられた。以上の知見をもとに、雇用の課題について考察した。課題としては、作業療法支援の効果を示していくこと、作業療法士有資格者に対する初任者研修、業務の確立、作業療法士有資格者教員同士のネットワークを築くこと、作業療法の対象について教員に広報していくこと等が挙げられた。

キーワード： 特別支援学校, 作業療法士, 教員, 常勤, 質問紙

I はじめに

作業療法士は、対象者の心身機能の障害を改善・軽減するだけでなく、子どもの生活障害の改善を図り、本人がより満足のできる生活を構築していけるようさまざまな治療・援助を行う仕事である [1]。

2005年度文部科学省の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」[2]において、作業療法士は医師・看護師・理学療法士・言語聴覚士とともに特別支援教育に活用できる外部専門家として初めて明記された。2007年度から特別支援教育が本格的にスタートしたことに伴い、教育委員会や行政機関から支援要請が増え、

作業療法士が学校に関わる機会は増えている [3]。2011年度日本作業療法士協会保健福祉部の「特別支援教育への作業療法士参画モデル案に関する報告」[4]では、特別支援教育に関与する作業療法士は全国で316名、そのうち89名（日本作業療法士協会全会員の0.2%）が特別支援学校に関わりをもっていると報告されている。

しかし作業療法士の支援は、外部専門家（専門家チームや巡回相談員等）、研修会等の講師、障害児(者)地域療育等支援事業による学校訪問 [4] 等の非継続的なものが多く、作業療法士が継続的に学校現場で活動している例は少ない [5]。また作業療法士が学校現場に関わる際、教職員への指導や助言が主となり、直接児童生徒を支援する

ことは少ない [5, 6]. Noellら [7] は、学校外の専門家が教員の指導などに修正を求める際に、「教員の抵抗感」を高める可能性があることを指摘している。そのため学校外から作業療法士を雇用するのによいが、作業療法士有資格者が学校内の資源として他教員と協働し、特別支援学校の児童生徒と継続的に関わっていく体制作りが望まれる。

特別支援学校の中には作業療法士の資格を持つ者も存在する。作業療法士有資格者は、児童生徒に対する指導・訓練のほか、ADL指導、教員の相談役、保護者の相談役、校内研修会の講師、地域支援等、様々な業務を担っている [6, 8]。しかし特別支援学校に常勤職員として勤務している者は極めて少ない [9]。本研究の目的は、特別支援学校における作業療法士有資格者の常勤雇用の実態を明らかにし、雇用促進に向けての課題について検討することである。

II 対象と方法

A 対象

対象は、平成23年度日本作業療法士協会名簿 [10] に記載されている特別支援学校所属の作業療法士31名 (男性7名, 女性24名) である。対象者には研究の趣旨を文書で説明し、書面にて同意を得た。また平成23年度日本作業療法士協会の名簿使用については、日本作業療法士協会に研究の趣旨を文書で説明し、書面にて同意を得た。本研究は「神戸学院大学ヒトを対象とする研究等倫理委員会」にて承認されている (承認番号: HEB120613-2)。

B 方法

対象者に対して、自記式質問紙調査を実施した (調査時期: 2012年7月)。

質問紙は、1. 現在の勤務状況について9項

目、2. 業務の詳細について12項目の計21項目で構成された。本研究では常勤職員の回答のみ抽出し、現在の勤務状況について分析した。

現在の勤務状況についての質問は、a) 雇用されている身分, b) 教員の採用率, c) 所持する免許状, d) 常勤か非常勤か, e) これまでの臨床経験, f) 作業療法士免許を取得してからの年数, g) 現任校の校種, h) 担任の有無, i) 特別支援教育コーディネーターであるか否か, の9項目である。a) d) g) h) i) の回答は単一選択式とし, b) f) の回答は自由回答式とした。またc) e) の回答は複数選択形式とし, 詳細については自由回答式とした。

a) ~i) の各質問に対する回答を集計し, 分析を行った。

III 結果

回収件数は19件 (男性5名, 女性14名), 回収率は61.3%であった。有効回答件数は17件 (男性5名, 女性12名), 有効回答率は54.8%であった。

A 雇用されている身分

作業療法士の資格を有する教員が雇用されている身分は「教諭」が11名 (64.7%), 「実習助手 (実習教員)」が5名 (29.4%), 「作業療法士」が1名 (5.9%) で, 「教諭」が最も多かった。

都道府県別 (表1) では, 「教諭」で採用された11名のうち8名が関東地方 (B県, 東京都, 神奈川県) での採用であるが, 「実習助手 (実習教諭)」で採用された5名は西日本地域 (大阪府, 兵庫県, C県) での採用であることが明らかになった。

B 教諭の採用率

教諭で採用された11名の採用率は, 「自立活動教諭 (神奈川県の自立活動特別免許状による採用

3名を含む) 6名(54.5%), 「養護学校教諭」2名(18.2%), 「小学校」「中学校」「臨時的任用教諭」各1名(9.1%)であった。

都道府県別(表2)では、「自立活動教諭」の採用枠がある都道府県(東京都・神奈川県・大阪府)において作業療法士有資格者が教諭として複数採用されていることが明らかになった。

C 所持する免許状

所持する教員免許状(表3)は、「自立活動教諭一種免許状」8名(47.1%), 「特別支援学校(養護学校)免許状」「二種免許状」3名(17.6%), 「一種免許状」2名(11.8%), 「特別支援学校(盲学校)免許状」1名(5.9%)であった。また教員免許状を「所持していない」と回答した教員は

7名(41.2%)であった。

D これまでの臨床経験

特別支援学校以外で臨床経験があるのは8名(47.1%)であった。臨床経験分野は、「身体領域」5名(62.5%), 「発達領域」4名(50.0%), 「老年期領域」2名(25.0%), 「精神領域」2名(25.0%)であった。

都道府県別(表4)では、臨床経験者8名全員が東日本地域(A県, B県, 東京都, 神奈川県)の採用であることが明らかになった。

それぞれの領域の経験年数は、「特別支援学校」が2~34(中央値6)年, 「発達領域」2~7(中央値3.5)年, 「身体領域」2~20(中央値4)年, 「老年期領域」1~2(中央値1.5)年, 「精神領

表1 雇用されている身分【都道府県別】(人)

	A	B	東京都	神奈川県	大阪府	兵庫県	C	計
教諭	0	1	3	4	3	0	0	11
実習助手 (実習教員)	0	0	0	0	2	2	1	5
作業療法士	1	0	0	0	0	0	0	1
計	1	1	3	4	5	2	1	17

※個人情報保護のため回答者1名の都道府県は都道府県名をA, B, Cと表記した。
なおAは関東より北, Bは関東, Cは関西より西の都道府県である。

表2 教諭の採用枠【都道府県別】(人)

	A	B	東京都	神奈川県	大阪府	兵庫県	C	計
小学校教諭	0	0	0	0	1	0	0	1
中学校教諭	0	0	0	0	1	0	0	1
自立活動教諭	0	0	2	3*	1	0	0	6
特別支援学校教諭	0	0	1	1	0	0	0	2
臨時的任用教諭	0	1	0	0	0	0	0	1
計	0	1	3	4	3	0	0	11

※個人情報保護のため回答者1名の都道府県は都道府県名をA, B, Cと表記した。
なおAは関東より北, Bは関東, Cは関西より西の都道府県である。

※*: 自立活動特別免許状による採用である。

域」5～7（中央値6）年であった。

身体虚弱」が1名（5.9%）で、肢体不自由校が最も多かった。

E 作業療法士免許を取得してからの年数

作業療法士免許を取得してからの年数は3～28（中央値10）年であった。

G 担任の有無

「担任を持っている」と回答したのは8名（47.1%）、「担任を持っていない」と回答したのは9名（52.9%）であった。採用枠別（表5）では、自立活動教諭枠の採用者は6名中5名（神奈川県・東京都）が担任を持っていなかったが、一

F 現任校の校種

現任校の校種では、「肢体不自由」が9名（52.9%）、「知的障害」が4名（36.4%）、「病弱・

表3 所持する教員免許状【都道府県別】（人）

	A	B	東京都	神奈川県	大阪府	兵庫県	C	計
所持していない	1	0	0	2	1	2	1	7
一種免許状	0	0	0	0	1	0	0	1
二種免許状	0	0	1	0	1	0	0	2
自立活動	0	1	3	2*	3	0	0	7
特別支援学校	0	0	1	0	1	0	0	2
盲学校	0	0	1	0	0	0	0	1
聾学校	0	0	0	0	0	0	0	0

※個人情報保護のため回答者1名の都道府県は都道府県名をA, B, Cと表記した。

なおAは関東より北, Bは関東, Cは関西より西の都道府県である。

※*: 自立活動特別免許状の所持者である。

表4 これまでの臨床経験【都道府県別】（人）

	A	B	東京都	神奈川県	大阪府	兵庫県	C	計
身体領域	0	1	1	3	0	0	0	5
発達領域	1	0	1	2	0	0	0	4
精神領域	0	0	0	2	0	0	0	2
老年期領域	0	1	0	1	0	0	0	2
計	1	2	2	8	0	0	0	13
(実数)	(1)	(1)	(2)	(4)	(0)	(0)	(0)	(8)

※個人情報保護のため回答者1名の都道府県は都道府県名をA, B, Cと表記した。

なおAは関東より北, Bは関東, Cは関西より西の都道府県である。

方自立活動教諭以外の教諭枠採用者は5名中4名が担任を持っていた。実習助手（実習教員）の採用者は、担任を持っているのが3名、持っていないのが2名であった。作業療法士での採用者1名（A県）は担任を持っていなかった。

H 特別支援教育コーディネーターであるか否か

「コーディネーターである」と回答したのは3名（17.6%）、「コーディネーターではない」と回答したのは14名（82.4%）であった。採用枠別（表6）では、特別支援教育コーディネーターになっている3名は全て教諭枠の採用者であることが明らかになった。

Ⅳ 考察

A 採用について

本調査において、雇用されている身分として最も多かったのは「教諭」であった。「教諭」として採用されるためには、原則的に教員免許状が必要である。本調査の結果、採用された人の多くが自立活動教諭一種免許状（肢体不自由教育）を所持していることが明らかになった。自立活動教諭

一種免許状は、2年に1度実施される特別支援学校教員資格認定試験〔11〕に合格し、都道府県教育委員会に申請することによって授与される。この試験の実施種目のうち「自立活動（肢体不自由教育）」において、理学療法士もしくは作業療法士の免許を受けている者は「自立活動（肢体不自由教育）」の種目に係る自立活動に関する科目（Ⅲ）の試験科目が免除になる。また自立活動教諭一種免許状は大学の教員養成課程を経ずに短期間で取得できる教員免許であるため、取得している者が多いと考えられる。ただし自立活動教諭の採用を行っている自治体は、大阪府〔12〕、三重県〔13〕、東京都〔14〕等、数か所に限られており、採用機会は多くはない。

本調査では「小学校」「中学校」の採用枠で1名、「養護学校教諭」の採用枠で2名が採用されたと回答し、この4名はそれぞれの採用枠に該当する教員免許状を所持していた。これらの教員免許状を取得するには、原則的に大学の教育課程を経る必要がある。しかしこれらの採用枠で採用試験を実施している自治体は数多く、免許を取得できれば採用の機会は格段に増える。

教員免許状と作業療法士免許を両方取得するに

表5 担任の有無【採用枠別】（人）

	教 諭			実習助手 (実習教員)	作業療法士	計
	自立活動教諭	左記以外の教諭	計			
担任あり	1	4	5	3	0	9
担任無し	5	1	6	2	1	8

表6 特別支援教育コーディネーターであるか否か【採用枠別】（人）

	教 諭			実習助手 (実習教員)	作業療法士	計
	自立活動教諭	左記以外の教諭	計			
コーディネーターである	1	2	3	0	0	3
コーディネーターでない	5	3	8	5	1	14

は、作業療法士免許取得後に教員免許を取得する方法と、教員免許を取得後に作業療法士免許を取得する方法がある。以下にその詳細を記載する。

1 作業療法士免許取得後に教員免許を取得する方法

作業療法士養成校卒業後、大学に編入して教員免許を取得する。通信制大学等であれば、働きながら教員免許を取得することも可能である[4]。また前述のように特別支援学校教員資格認定試験に合格し自立活動教諭一種免許状を取得する方法[11]や、小学校教員資格認定試験に合格し小学校教諭二種免許状を取得する方法[15]もある。

2 教員免許を取得後作業療法士免許を取得する方法

教員免許を取得した後、作業療法士養成校に通い作業療法士免許を取得する。中には昼間教職に就きながら、夜間の作業療法士養成校に通う者もいる。しかし長期臨床実習と仕事との両立が難しくなり、最終学年で退職する者も多い。今後は、作業療法士免許取得のための休職を認める等の制度改正がのぞまれる。

雇用身分についての回答で「教諭」の次に多かった「実習助手(実習教員)」の採用では、教員免許を所持しなくても採用試験に臨むことができる。また採用されれば常勤職員として特別支援学校に勤務することができる。本調査の結果から、西日本地域のみで実習助手(実習教員)の採用があることが明らかになった。しかし採用試験を実施している自治体は少なく採用試験の実施も不定期であり、採用機会が極めて少ない。また教諭とは雇用条件(賃金体系等)が異なる場合もある。

教員免許を所持していなくても、教員として採用されている例もある。神奈川県教育委員会や北海道・札幌市教育委員会では、作業療法士の実務

経験がある者に対して採用試験を実施し、教育職員免許法第5条に基づき自立活動特別免許状を授与することで教諭として採用している[16, 17]。

この採用方法では、採用試験を受ける前に教員免許状を所持している必要はない。また本調査において、学校長の裁量で「臨時的任用教諭」として採用された例もあった。このように、各都道府県の教育委員会や学校長の裁量で作業療法士有資格者の新たな採用方法が生み出されている。作業療法士の雇用をさらに進めていくためには、各自治体やその教育委員会、学校長に対しての広報活動や現場への実務レベルでの協力などを積極的に行い、特別支援学校における作業療法士支援の効果を示していく必要がある。

B 臨床経験について

特別支援学校における経験年数は2年~34年と幅広く分布し、また作業療法士免許を取得してからの年数も3年~28年と幅広く分布していた。経験25年以上という経験豊富な教員がいる一方で、最近では作業療法士有資格者の採用形態が多様化し採用の機会が増え、経験の浅い教員も増えている。しかし採用後、作業療法士有資格者の特別支援学校における業務が十分確立されておらず、結局学校内で他の教員と同じ業務をしている場合もある[6]。また特別支援学校の中で作業療法士有資格者の立ち位置は難しく、悩みも多い[18]。今後は作業療法士有資格者に対する初任者研修や、特別支援学校における業務の確立、作業療法士有資格者のネットワーク作りなどが重要な課題である。

特別支援学校以外に臨床経験があるのは8名で、その分野は身体領域、発達領域、老年期領域、精神領域と多岐にわたっていた。作業療法士の実務経験を条件に採用している自治体[16, 17]においても、その経験分野や経験内容に関する条件は規定していない。しかし特別支援学校の教員を

支援する際、これまでの臨床経験が大きな基礎となることは確かである。特に特別支援学校の専門性に即した臨床経験があれば、採用後すぐに現場の即戦力として動くことができるだろう。

都道府県別では、西日本地域の8名全員が他分野の臨床経験を持たずに特別支援学校に採用されていたが、一方東日本地域では9名中8名が他分野の臨床を経て採用されており、採用に至るまでの経緯にもそれぞれ特徴がみられた。これは東日本地域で臨床経験者を対象とした採用形態があること[16, 17]や、教諭枠による採用が多いため、教員免許の取得に時間を要することも影響していると考えられる。

C 現任校の校種について

現任校の校種では「肢体不自由」校が多く、実習助手（実習教員）で採用された4名は全て「肢体不自由校」の所属であった。先行研究では、肢体不自由校において作業療法士の支援に対する満足度が高く[19]、知的障害校よりも肢体不自由校の教師の方が作業療法に前向きな関心を寄せ連携が重要であると考えている[20]等の報告がある。肢体不自由校における作業療法士支援の効果については、少しずつではあるが認識が広まり、それが作業療法士有資格者の配属にもつながっていると考えられる。特に実習助手（実習教員）の配属ではその傾向が顕著である。

一方作業療法士が専門とする対象は、肢体不自由児、知的障害児を含め、発達に遅れをもつ子ども全般である。近年では知的障害校[18]や病弱校[21]に対する作業療法支援の報告も散見される。校種を問わず教育現場で実務レベルの支援を進め、その効果を教員と一緒に検証していくと共に、作業療法士が専門とする対象についても広報していく必要がある。

D 担任の有無と特別支援教育コーディネーターについて

担任の有無に関しては、作業療法士の資格を持つことが担任を持つかどうかにはさほど影響しないと考えられる。採用枠別では、東日本地域における自立活動教諭採用枠や作業療法士採用枠での採用者6名は、全員担任を持っていなかった。東日本地域では、自立活動教諭や作業療法士といった専門職として採用された者は担任業務をしない分、専門職としての業務に専念することを求められていると推察される。

特別支援教育コーディネーターについては、「コーディネーターではない」と回答した人が多かった。特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割がある[22]。本調査の結果から作業療法士有資格者が直接特別支援教育コーディネーターになることは少ないことが明らかになったが、特別支援教育コーディネーターが受けた依頼に応える人材の1人として作業療法士有資格者が求められる可能性はある。特別支援教育コーディネーターとのネットワークを作ると共に、依頼がきたら1つ1つ丁寧に答え、その積み重ねが評価されていけば、作業療法士の支援を求める声も増えていくのではないかと考える。

V 本研究の限界

今回は質問紙調査を実施したが、対象者数が少なかった。これは日本において特別支援学校に勤務する作業療法士の数が少ないことと、作業療法士協会名簿に記載されていない作業療法士を追跡できず本研究の対象から除外されたことも原因であると考えられる。また今回は常勤職員について分析を行ったが、特別支援学校には非常勤職員として勤務する作業療法士有資格者も多い。今後は非常

勤職員の作業療法士有資格者にも対象を拡大し、調査を進める必要がある。

VI 終わりに

日本では特別支援学校を含む教育現場に勤務する作業療法士は数少ない。またほとんどの学校で作業療法士は作業療法士としての職を得ることができない状況にある。一方、米国では作業療法士が学校現場で働くシステムは30年以上も前から確立しており、学校に勤務する作業療法士に教員免許を保有することは要求されないため、現在も多くの作業療法士が活躍している[9]。その数は、米国全作業療法士の約3割[23, 24]と言われていた。日本の教育現場において、作業療法士は特にADLの評価、日常生活や作業活動の改善に役立つ教材の製作等[25]に活用できる専門家として、その役割が期待されている。日本の教育現場においてもさらに作業療法士の有用性が評価され、雇用が促進されることを祈るばかりである。

VII 謝辞

本研究に際して、アンケートにご協力いただきました特別支援学校の作業療法士有資格者の皆様に厚くお礼申し上げます。

【参考文献】

- [1] 岸本光夫. コメディカルスタッフの役割 作業療法士. 小児科診療 2009; 8: 1501-1506.
- [2] 文部科学省中央教育審議会. 特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申). 2005.
- [3] 引野里絵, 土田玲子. 特別支援教育における学校での作業療法に関する研究: 小学校通常学級をモデルとして. 作業療法 2010; 29(5): 577-586.
- [4] 社団法人日本作業療法士協会保健福祉部(発達

領域チーム). 特別支援教育への作業療法士参画モデル案に関する報告~文部科学省が示す発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業に沿って~. 2011.

- [5] 第十麻紀, 加藤寿宏. 学童期を作業療法士が学校で支える. 作業療法ジャーナル 2009; 43(2): 116-122.
- [6] 三澤一登, 永田穰, 中路純子ら. 特別支援教育と作業療法士の関わりについての現状報告. 作業療法 2007; 26(6): 612-620.
- [7] Noell, Witt, Lafieur, et al. Increasing integration implementation in general education following consultation: follow-up strategies: Journal of applied behavior analysis 2000; 33: 271-284.
- [8] 社団法人日本作業療法士協会企画調整委員会編. 作業療法白書 2010. 70-75.
- [9] 土田玲子. 子どもたちの学校生活支援. OTジャーナル2007; 41(4): 277-288.
- [10] 日本作業療法士協会. 平成23年度会員名簿. 2011.
- [11] 文部科学省. 平成24年度特別支援学校教員資格認定試験の案内.
http://www.mext.go.jp/component/a.../1320235_04_1.pdf
- [12] 大阪府. 平成25年度大阪府および豊能地区公立学校教員採用テスト受験案内.
<http://www.pref.osaka.jp/attach/4212/00094721/1annai1-16.pdf>
- [13] 三重県. 平成25年度選考試験実施要項.
<http://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOKU/HP/H25youkou.htm>
- [14] 東京都. 平成25年度東京都公立学校教員採用候補者選考実施要項.
<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/jinji/25senko/25jissi.htm#ippansenko>
- [15] 文部科学省. 平成24年度小学校教員資格認定試験の案内.
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/05/08/1320235_03_1.pdf
- [16] 神奈川県. 平成24年度実施神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項.

- <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7272/p224201.html>
- [17] 北海道. 平成25年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査実施要項.
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/h25senkougennsazissiyouryou.pdf>
- [18] 本間嗣崇. 教諭として, 作業療法士として. 臨床作業療法 2012; 9 (5): 515-518.
- [19] 佐藤裕子, 川間健之介, 浅川育世. 理学療法士・作業療法士と肢体不自由特別支援学校の連携に関する教員への調査. Professionalism in physiotherapy 2007; 1: 37-40.
- [20] 曾我部かおり, 今野和夫. 特殊教育と作業療法についての研究. 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要 2006; 28: 63-74.
- [21] 田中栄一. 進行したデュシェンヌ型筋ジストロフィー患者への就学環境支援. 北海道作業療法 2006; 23 (1): 41-46.
- [22] 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議. 今後の特別支援教育の在り方について(最終報告). 2003.
- [23] 加藤寿宏. 軽度発達障害児は教育と作業療法の連携で支援する—学校教育現場と作業療法が連携するには. 地域リハ 2007; 2: 584-587.
- [24] Sharon Brandenburger-Shasby. School-based practice: Acquiring the knowledge and skills. American journal of occupational therapy 2005; 59(1): 88-96.
- [25] 文部科学省. PT・OT・ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業. 子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進. 2009.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/08102308/001.pdf

The present situation and issues about the occupational therapists in special needs schools (I) ; by using the questionnaire about the employment conditions

**Aya Nakajima OT MS, Makoto Otaki OT MS,
Hiroyuki Kajita OT MS, Toshimichi Nakamae OT MS,
Takako Morikawa OT MS, Masako Kato OT MS**

Kobegakuin University, Faculty of Rehabilitation
Department of Medical Rehabilitation
Division of Occupational Therapy

The purpose of this study was to determine the employment conditions of full-time occupational therapists in special needs schools. Self-administered questionnaires about the employment conditions were sent to 31 occupational therapists (7 men and 24 women) in special needs schools. The valid responses were 17 (54.8%). As a result of this study, we found that over 60% of respondents were employed as a teacher, years of teacher and OT experience were distributed broadly, 47% of them had clinical experiences in hospitals and institutions except for special needs schools, and over 50% of them were working in special needs schools for students who have difficulties in their limbs. We also found that in employment positions, recruiting method, clinical experiences, it was characteristic in the east and the west of Japan. Based on these findings, the present issues about the employment conditions were discussed. The problems were the effect of occupational therapy being shown, in-service training for beginning teachers qualified as occupational therapists, establishment of work contents, their network construction, and so on.

Key Words : special needs school, occupational therapist, teacher, full-time job, questionnaire